

エブリワン

ケイマン諸島籍／オープンエンド型契約型外国投資信託／円建て

運用報告書 (全体版)

作成対象期間
第 17 期

(自:2015年7月1日)
(至:2016年6月30日)

管理運用会社

スパークス・オーバーシーズ・リミテッド

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、エブリィワン（以下「ファンド」といいます。）は、このたび、第17期の決算を行いました。ここに、運用状況をご報告申し上げます。今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

ファンドの仕組みは、以下の通りです。

ファンド形態	ケイマン諸島籍／オープンエンド型契約型外国投資信託／円建て	
信託期間	ファンドは、管理運用会社が受託会社の合意をもってファンドの期間を一定期間（ケイマン諸島法で許容される最大まで）延長することを決定しないかぎり、信託証書の日付（1999年6月11日）から20年後に自動的に終了されます。（なお、ファンドは、1999年7月2日に運用が開始されました。）	
繰上償還	<p>受託会社は、以下の場合、ファンドを終了させることができます。</p> <ul style="list-style-type: none">● 管理運用会社が強制的に解散させられた場合● 受託会社の見解によれば、管理運用会社がその義務を適当に履行することができない場合● 管理運用会社がファンドの管理運用会社としての行為を中止し、受託会社が続く30日の期間に、管理運用会社の後継者を任命することができなかった場合 <p>管理運用会社は、以下の場合、ファンドを終了させることができます。</p> <ul style="list-style-type: none">● ファンドの純資産総額が2億円を下回った場合● ファンドの存続が違法であるとされる法律が採択された場合● 管理運用会社の見解によれば、ファンドの存続が不得策で非実際的であるとみなされる場合	
運用方針	日本の株式市場の騰落または金利の動向に関わりなく、投資元本を維持することを目指しつつ、投資元本の成長を提供することを目的とします。その目的達成のため、過小評価されている日本の株式等の買付け（ロング）および過大評価されている魅力の乏しい日本の株式の空売り（ショート）を行います。	
主要投資対象	管理運用会社は、スパークス・アセット・マネジメント株式会社（以下「投資運用会社」といいます。）の助言を受けて、主として日本の普通株式およびこれに関するデリバティブ証券についてレバレッジを設定し、リスク管理されたロング・ポジションとショート・ポジションを設定することによって、ファンドの投資目的を達成することを追求します。ロング・ポジションは、普通株式および転換社債、ワラントおよびオプションなど普通株式を対象証券とする円建てのさまざまなデリバティブ証券からなります。ロング・ポジションは、日本の金融商品取引所に上場されている有価証券および未上場有価証券（ただし、店頭取引されるものに限ります。）を含みます。	
ファンドの運用方法	管理運用会社は、ファンドに対し、管理・運用業務を提供しています。 投資運用会社は、管理運用会社に継続的に投資方針ガイダンスを提供するとともに、ファンドのポートフォリオの投資助言を行っています。 投資運用会社は、特定の投資案件助言のため「投資政策委員会」を活用しています。「投資政策委員会」は、原則として月2回開催するほか、市況の変化など必要に応じ臨時に開催します。ファンドマネージャーは、「投資政策委員会」において承認された運用戦略に基づき、実際の投資活動を行います。 「投資政策委員会」は、運用調査部門、リスク管理部門、リーガル・コンプライアンス部門の責任者等をもって構成されています。	
主な投資制限	ロング・ポジション	ファンドのロング・ポジションによる投資価額はファンド純資産価額の100%を超えることができません。また、一つの会社または団体の発行する証券についてのファンドのロング・ポジションは、ファンド純資産価額の20%を超えないものとします。
	ショート・ポジション	ファンドは、ファンド純資産価額の100%を超えて空売りをしません。さらに、ファンドの保有する一発行会社が発行した証券のショート・ポジションの価額は、ファンド純資産価額の10%を超えることができません。
	レバレッジ	ファンドの投資金額はファンド純資産価額の200%を超えることができません。
分配方針	ファンドの方針は、収益を累積することです。通常の場合においては分配を行うことは予定されていません。従って、ファンドが受領した収益（配当、利息、その他の形式を問いません。）は、累積されファンド証券の純資産価格に反映されます。	

I. 運用の経過等

(1) 当期の運用の経過および今後の運用方針

■ 1口当たり純資産価格等の推移について



第16期末の1口当たり純資産価格	14,124円
第17期末の1口当たり純資産価格	12,668円
第17期中の1口当たり分配金合計額	該当事項はありません
騰落率	-10.31%

(注1) 騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しています。以下同じです。

なお、ファンドに分配金の支払い実績はありません。

(注2) ファンドにベンチマークは設定されていません。

■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

当ファンドは、日本の株式に投資しています。期中を通じて30%台半ばのネット・ポジションを保有していたことから日本株式市場が下落したこと、ロング投資のうち主に機械、不動産セクターの個別銘柄が下落したこと、ショート投資のうち主に食品、サービスセクターの個別銘柄が上昇したことが下落要因となりました。

■ 分配金について

該当事項はありません。

■ 投資環境について

当期の日本株式市場は当ファンドの参考指数であるTOPIXで見ると、期首に比べ23.6%の下落となりました。

(期首～9月末)

期首は、良好な企業業績に加え、為替市場でドルに対し125円台まで円安が進行したことで更に業績が改善することを期待して日本株式市場は上昇しました。しかしその後は、中国経済の減速に対する懸念、米国の金融政策に対する不透明感の高まりに加え、独フォルクスワーゲン社の不正問題から世界的に自動車株や機械株が売られ、日本株式市場は下落しました。

(10月～2月初旬)

TPP交渉の大筋合意で景気先行きに対する過度な不安感が薄れたことに加え、世界的な金融緩和の動きにサポートされたことで一時的に上昇する局面もありましたが、米国の利上げが行われたこと、中国経済の減速懸念が高まったことや、原油相場が大きく下落したことにより新興国経済への懸念が高まり日本株式市場は大きく下落しました。1月末に日本銀行がマイナス金利の導入を発表したことで一時的に反発しましたが、欧州での金融不安、世界的な景気減速に対する懸念から再び下落基調となりました。

(2月中旬～期末)

日本銀行の追加的な金融緩和策への期待の多寡に左右される不安定な相場環境が続いたうえに、米国経済の見通しに対する不透明感や、円高の進行による企業業績の減速懸念、英国の国民投票でEU離脱が支持されたことで政治リスクへの懸念が高まったことから日本株式市場は下落しました。

■ポートフォリオについて

当ファンドでは株価に対して企業の価値が割安な銘柄にロング・ポジションで投資を行い、反対に割高な銘柄にショート・ポジションで投資を行うことで株式市場の影響を小さくしながら個別銘柄投資の成果を享受できるようポートフォリオを構築しています。

当期においては、期の前半は40%程度のネット・ポジションの水準を概ね維持しましたが、株式市場の下落リスクの高まりを受けて9月に一時的にネット・ポジションを引き下げました。期の後半からは為替市場の円高進行や海外景気の不透明感を背景に2012年から続いてきた企業業績の拡大基調が転換したと判断し30%台前半までネット・ポジションを引き下げました。

※ネット・ポジション＝ロング・ポジション－ショート・ポジション

(主なプラス要因)

- ・ロング・ポジションでは、パソコンやスマートフォンのサポートサービス事業がけん引し事業規模、収益性が拡大したピーシーデポコーポレーション、グローバルでの抗がん剤の売上が順調に拡大していることが評価された小野薬品工業が高騰しました。
- ・ショート・ポジションではインバウンド旅行者の消費需要が一服したことで成長見通しが引き下がった小売株、中国の成長鈍化でアジア市況が低迷し輸出採算が悪化した鉄鋼株が下落しプラスに寄与しました。

(主なマイナス要因)

- ・ロング・ポジションでは、為替市場での円高進行で海外事業の採算が悪化することや買収した欧州企業との統合効果が従来予想されていたよりも遅れる見通しとなったDMG森精機、発電や客船事業で製品の不具合や不採算工事が長期化した三菱重工業が下落しました。
- ・ショート・ポジションでは、料金体系の見直しで減少してきた客数が反転に転じたことで評価が高まったサービス業の銘柄、販売価格の引き上げ、商品点数の絞り込みでコスト改善が進んだことを評価して上昇した食品株がマイナスに影響しました。

■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在における有価証券の主な銘柄については、後記「Ⅲ. ファンドの経理状況 (3) 投資有価証券明細表等」をご参照ください。

■今後の運用方針

当ファンドでは株価に対して企業の価値が割安な銘柄にロングで投資を行い、反対に割高な銘柄にショート投資を行うことで株式市場の影響を小さくしながら個別銘柄投資の成果を享受できるよう投資を行います。株式市場では株価純資産倍率が1倍を大きく下回った割安な企業があると同時に、必ずしも成長性が高くない企業が業績の安定性の高さを評価して割高な水準となっていることが数多くみられます。綿密な企業調査を行い、企業価値に対して株価が割安に放置された企業に投資を行う一方で、業績に比べて株価が割高な水準まで上昇した企業や、遠い将来の期待まで織り込んで株価が上昇した企業にショート投資を行い、優れた投資パフォーマンスを追求いたします。

今後とも引き続きご愛顧を賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

(2) 費用の明細

項目	項目の概要										
管理運用報酬	<p>純資産総額の年率1.5%（四半期毎に後払い）</p> <p>管理運用会社は、ファンド資産の管理運用業務およびファンド証券の発行・販売・買戻業務、代行協会業務（目論見書および運用報告書等の販売会社への送付、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表業務およびこれらに付随する業務）ならびに投資運用・投資助言業務の対価として、管理運用報酬を受領し、管理運用報酬から、投資運用会社および日本における販売会社に対する報酬を支払います。</p> <p>代行協会は、管理運用会社から、下記の代行協会報酬を受領することができます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ファンドの年間平均純資産残高部分</th> <th>代行協会報酬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100億円未満</td> <td>年間平均残高部分×0.5%</td> </tr> <tr> <td>100億円以上300億円未満</td> <td>年間平均残高部分×0.5%+下記実績報酬の10%</td> </tr> <tr> <td>300億円以上500億円未満</td> <td>年間平均残高部分×0.6%+下記実績報酬の20%</td> </tr> <tr> <td>500億円以上</td> <td>年間平均残高部分×0.7%+下記実績報酬の30%</td> </tr> </tbody> </table>	ファンドの年間平均純資産残高部分	代行協会報酬	100億円未満	年間平均残高部分×0.5%	100億円以上300億円未満	年間平均残高部分×0.5%+下記実績報酬の10%	300億円以上500億円未満	年間平均残高部分×0.6%+下記実績報酬の20%	500億円以上	年間平均残高部分×0.7%+下記実績報酬の30%
ファンドの年間平均純資産残高部分	代行協会報酬										
100億円未満	年間平均残高部分×0.5%										
100億円以上300億円未満	年間平均残高部分×0.5%+下記実績報酬の10%										
300億円以上500億円未満	年間平均残高部分×0.6%+下記実績報酬の20%										
500億円以上	年間平均残高部分×0.7%+下記実績報酬の30%										
実績報酬	<p>当該会計年度における最終評価日の1口当りの買戻価格が、それに先立つ各会計年度における最終評価日の1口当りの買戻価格のうち最も高い金額を超えた場合、その超過金額の20%に相当する金額を、各会計年度最終評価日後速やかに後払いします。なお、実績報酬は、管理運用会社がファンド資産の管理運用業務の対価として、受領します。未払いの実績報酬は、各評価日の1口当たり純資産価格の計算時に計算されます。</p> <p>（注）「評価日」とは、原則として、日本および香港の銀行の通常営業日（土曜日を除きます。）をいいます。</p>										
受託会社報酬 および登録事務 代行会社報酬 （※）	<p>受託会社および登録事務代行会社は、ファンドの受託業務および登録事務代行業務の対価として、下記のとおり報酬を受領します。</p> <p>(i) 固定年間保管・サービス報酬およびプライム・ブローカーに委託されている総資産額に基づく金額、ならびに各評価日に発生し月毎に後払いされる受託会社の代理人に委託されている総資産額に基づく金額（毎月最低1,000米ドル）</p> <p>(ii) 各評価日に発生し、月毎に後払いされる純資産額に基づく年間管理事務報酬（毎月最低受領額8,000米ドル）</p> <p>(iii) 投資資産の売買についての固定の取引報酬</p> <p>(iv) ケイマン諸島金融庁に提出する年間税務申告書類の作成についての固定報酬</p>										
プライム・ブローカレッジ報酬（※）	<p>ファンドまたはファンドの子会社の勘定に寄与する前貸し金の利息およびファンドまたはファンドの子会社のために行う空売りのための借株手数料を、借株業務の対価として、プライム・ブローカーであるゴールドマン・サックス・インターナショナルに支払います。また、さらに他の報酬が取引額に応じて請求されます。</p>										
監査報酬（※）	<p>ファンドは、ファンドの監査人としてアーンスト・アンド・ヤング・リミテッドを任命し、その年次監査に関して報酬を支払います。これらの報酬は、監査を行う監査人の仕事のレベルによって、年毎に異なります。</p>										
専門顧問報酬（※）	<p>ファンドは、弁護士その他の専門顧問を随時雇用することができます。これらの報酬は、業務を提供する専門顧問が請求する通常の商業レートで支払われます。一般に、当該報酬は、特定の事柄に関して発生し、事柄の複雑性および要した時間により異なります。</p>										
その他の費用・手数料（当期）（※）	<p>2.00%</p> <p>支払配当金、保管報酬、配当源泉税、その他費用（受託会社の年間報酬を除く。）</p>										

（注1）（※）を付した報酬・費用は、ファンドの規模や運用による取引量に応じて異なりますので、事前に料率や上限額を表示できません。

（注2）上記の手数料・報酬等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、ファンドの運用状況、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

（注3）各報酬については、目論見書に定められている料率を記しています。「その他の費用・手数料（当期）」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、当期のその他の費用の金額をファンドの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

Ⅱ. 直近10期の運用実績

(1) 純資産の推移

	純資産総額 (単位：千円)	1口当りの純資産価格 (単位：円)
第8会計年度末 (2007年6月30日)	9,648,777	13,411
第9会計年度末 (2008年6月30日)	7,090,428	11,220
第10会計年度末 (2009年6月30日)	5,519,758	9,954
第11会計年度末 (2010年6月30日)	4,802,632	9,780
第12会計年度末 (2011年6月30日)	4,377,086	10,627
第13会計年度末 (2012年6月30日)	3,492,501	9,171
第14会計年度末 (2013年6月30日)	1,774,468	12,234
第15会計年度末 (2014年6月30日)	1,490,610	12,906
第16会計年度末 (2015年6月30日)	1,207,305	14,124
第17会計年度末 (2016年6月30日)	784,529	12,668
2015年7月末日	1,192,061	14,048
8月末日	1,151,690	13,696
9月末日	1,101,536	13,349
10月末日	1,109,937	13,574
11月末日	1,105,619	13,716
12月末日	1,075,071	13,544
2016年1月末日	1,048,315	13,274
2月末日	1,010,928	12,829
3月末日	1,048,516	13,405
4月末日	831,971	13,183
5月末日	825,572	13,265
6月末日	784,529	12,668

(2) 分配の推移

該当事項はありません。

(3) 販売及び買戻しの実績

下記各会計年度の販売および買戻しの実績および下記各会計年度の発行済口数は、次のとおりです。

	販売口数	本邦内における	買戻し口数	本邦内における	発行済口数	本邦内における
		販売口数		買戻し口数		発行済口数
第8会計年度 (2006年7月1日から 2007年6月30日まで)	16,950	16,950	172,638	172,638	719,456	719,456
第9会計年度 (2007年7月1日から 2008年6月30日まで)	7,400	7,400	94,916	94,916	631,940	631,940
第10会計年度 (2008年7月1日から 2009年6月30日まで)	200	200	77,602	77,602	554,538	554,538
第11会計年度 (2009年7月1日から 2010年6月30日まで)	230	230	63,685	63,685	491,083	491,083
第12会計年度 (2010年7月1日から 2011年6月30日まで)	1,690	1,690	80,900	80,900	411,873	411,873
第13会計年度 (2011年7月1日から 2012年6月30日まで)	0	0	31,040	31,040	380,833	380,833
第14会計年度 (2012年7月1日から 2013年6月30日まで)	0	0	235,792	235,792	145,041	145,041
第15会計年度 (2013年7月1日から 2014年6月30日まで)	0	0	29,542	29,542	115,499	115,499
第16会計年度 (2014年7月1日から 2015年6月30日まで)	0	0	30,020	30,020	85,479	85,479
第17会計年度 (2015年7月1日から 2016年6月30日まで)	0	0	23,551	23,551	61,928	61,928

Ⅲ. ファンドの経理状況

- (1) 本書記載のエブリィワン（以下「ファンド」という。）の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第 131 条第 5 項ただし書の規定を適用して作成されている。この財務書類は、平成 28 年 6 月 30 日に終了した会計年度に関する年次報告書中の財務書類を翻訳したものであり、日本の会計基準に準拠して作成されている。
- (2) ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）第 1 条の 3 第 7 項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・リミテッドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- (3) ファンドの財務書類は日本円で表示されている。

(翻訳)

独立監査人の監査報告書

エブリワン

受託会社各位

我々は、2016年6月30日現在の連結貸借対照表、同日に終了した年度についての連結損益及び剰余金計算書、ならびに重要な会計方針及びその他の情報で構成される、エブリワン及びその子会社（以下「ファンド」という。）の連結財務書類を監査した。

連結財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、日本で一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して本連結財務書類を作成し適正に表示すること、および、不正によるか誤謬によるかを問わず、重要な虚偽記載のない財務書類の作成に必要であると経営陣が判断する内部統制について責任を負う。

監査人の責任

我々の報告は、全体としての貴殿に対してのみなされるものであり、その他のいかなる目的のためでもない。我々は、当該報告書の内容について、その他のいかなる者に対しても責任を負わない。

我々の責任は、我々の監査に基づき本連結財務書類に対して意見を表明することである。我々は、国際監査基準に従って監査を実施した。当該基準は、我々が倫理義務を遵守し、連結財務書類に重大な虚偽記載がないか否かについての合理的な確証を得るための監査を計画し実施することを我々に要求している。

監査には、連結財務書類の金額及び開示に関する監査証拠を収集するための手続の実行が含まれる。選択されるこの手続は、不正によるか誤謬によるかを問わず、連結財務書類上の重要な虚偽表示リスクの評価を含んでおり、監査人の判断に依拠している。かかるリスク評価において監査人は、状況に適合する監査手続を立案するため、事業体の連結財務書類の作成及び適正表示に関する内部統制について考慮するが、これは事業体の内部統制の有効性について意見を表明するために行うものではない。監査はまた、経営陣が採用した会計原則及び行った見積りの合理性についての評価とともに、連結財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が収集した監査証拠が我々の監査意見の基礎となるに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、本連結財務書類は、2016年6月30日現在のエブリワン及びその子会社の財政状態ならびに同日に終了した年度についての財務実績を、日本で一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して、すべての重要な点において公正に表示していると認める。

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド

2016年11月11日



Ernst & Young Ltd.
62 Forum Lane
Camana Bay
P.O. Box 510
Grand Cayman KY1-1106
CAYMAN ISLANDS

Tel: +1 345 949 8444
Fax: +1 345 949 8529
ey.com

Independent Auditors' Report

The Trustee
EVERYONE

We have audited the accompanying consolidated financial statements of EVERYONE and its subsidiary (the "Fund") which comprise the consolidated balance sheet as at June 30, 2016, and the consolidated statement of operations and retained earnings for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Management's Responsibility for the Consolidated Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these consolidated financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in Japan, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of consolidated financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditors' Responsibility

Our report is made solely to you, as a body, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Our responsibility is to express an opinion on these consolidated financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the consolidated financial statements are free from material misstatement.



An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the consolidated financial statements. The procedures selected depend on the auditors' judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the consolidated financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the consolidated financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the consolidated financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the accompanying consolidated financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of EVERYONE and its subsidiary as at June 30, 2016, and their financial performance for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in Japan.

Ernst & Young Ltd.

November 11, 2016

(1) 貸借対照表

エブリワン
連結貸借対照表
2016年6月30日

	注	2016年 千円	2015年 千円
資産の部			
流動資産			
現金及び現金等価物		99,572	93,023
投資持分証券、公正価値	5	463,934	771,915
デリバティブ契約にかかる未実現利益	6	1,832	690
未収配当金		1,005	375
ブローカーに対する債権	8	435,153	677,800
流動資産合計		1,001,496	1,543,803
資産合計		1,001,496	1,543,803
負債の部			
流動負債			
空売り投資有価証券、公正価値	5	197,475	310,028
未払配当金		692	149
買戻未払金		2,619	1,130
未払実績報酬	10	—	8,292
管理運用会社に対する債務	10	3,071	4,635
未払費用及びその他負債		13,110	12,264
流動負債合計		216,967	336,498
負債合計		216,967	336,498
受益者資本			
資本金	3	619,280	854,790
剰余金		165,249	352,515
資本合計		784,529	1,207,305
受益者資本合計		784,529	1,207,305
負債及び受益者資本の合計		1,001,496	1,543,803
発行受益証券口数	3	61,928	85,479
受益証券1口当たり純資産価格	7	12,668	14,124

添付の注記は、連結財務書類の不可欠な一部である。

(2) 損益計算書

エブリワン
連結損益及び剰余金計算書
2016年6月30日終了年度

	注	2016年 千円	2015年 千円
運用収益			
受取配当金		11,254	13,926
受取利息		188	292
投資有価証券にかかる実現純（損失）／利益及び 未実現純（評価損）／評価益の変動		(65,480)	178,804
運用収益合計		<u>(54,038)</u>	<u>193,022</u>
運用費用			
管理運用会社報酬	10	15,428	20,735
管理事務報酬	10	11,219	11,011
借株手数料	10	5,861	7,609
実績報酬	10	3	8,292
受託会社報酬	10	1,402	1,376
監査報酬		4,550	4,467
支払配当金		4,454	4,463
保管報酬	10	559	534
配当源泉税		1,715	2,133
その他費用		9,578	9,152
運用費用合計		<u>54,769</u>	<u>69,772</u>
運用純（損失）／利益		<u>(108,807)</u>	<u>123,250</u>
経常（損失）／利益		<u>(108,807)</u>	<u>123,250</u>
純（損失）／利益		<u>(108,807)</u>	<u>123,250</u>
受益証券の消却にかかる平準化*		18,665	(19,117)
期首剰余金		352,515	335,620
剰余金の減少／受益証券の消却にかかる平準化**		(97,124)	(87,238)
期末剰余金		<u>165,249</u>	<u>352,515</u>

* 受益証券買戻にかかる純利益平準化契約

** 当初発行価格10,000円および純利益平準化に対する買戻価格の剰余金の総額

添付の注記は、連結財務書類の不可欠な一部である。

エブリワン
連結財務書類注記
2016年6月30日現在

(1) 概況

エブリワン（以下、「トラスト」という。）は、1999年6月11日付の信託証書により設立された、スパークス・オーバーシーズ・リミテッドを管理運用会社とし、バンク・オブ・バミューダ（ケイマン）リミテッドを受託会社とする投資信託である。信託証書はケイマン諸島の法律に準拠している。トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に準拠して設定されている。トラストは1999年7月2日に取引を開始し、管理運用会社が受託会社の合意をもってトラストの期間をある期間（ケイマン諸島法で許容される最大まで）延長することを決定しない限り、信託証書の日付から10年間の存続期間を有する。また、管理運用会社は、トラストの純資産額が2000年6月30日以降に2億円を下回った場合、いつでもトラストを終了することができる。2015年3月13日付の英文目論見書に準拠して、管理運用会社及び受託会社は、トラストの存続期間を追加で10年間延長することに合意した。

トラストの管理運用会社は、英国領バージン諸島にある国際的事業会社であるエブリワン・リミテッドを設立した。受託会社は、1999年4月28日にトラストに代わってエブリワン・リミテッドの全株式を保有しており、エブリワン・リミテッドは、トラストのために投資有価証券を保有し、またデリバティブ取引を行っている。

エブリワンとその子会社であるエブリワン・リミテッドを以下総称して「ファンド」という。

ファンドの投資目的は、資本価値の維持のみならず、受益者に投資利益を提供することにある。管理運用会社は、割安な日本株式やデリバティブ商品を識別して購入し、割高で投資価値の低い日本株式を空売りすることにより、これらの目的の達成を目指している。この投資は裁定取引を目的としないため、これらのロング及びショート・ポジションの間には、まったく関連及び連動性がないこともありうる。

ファンドの投資運用会社はスパークス・アセット・マネジメント株式会社であり、プライム・ブローカーはゴールドマン・サックス・インターナショナルである。

2007年6月30日に終了した年度から、連結財務書類の作成にあたって、日本で一般に公正妥当と認められる会計原則が使用されている。

(2) 重要な会計方針

2.1. 会計原則	<p>当連結財務書類は、日本で一般に公正妥当と認められる会計基準（以下「日本会計基準」という。）に準拠して作成されている。</p> <p>当連結財務書類注記には、日本会計基準において要求されていないが追加情報として表示されている情報が含まれている。日本国外の読み手が見慣れている様式で当連結財務書類を表示するために、一定の再分類が行われている。</p>
2.2. 連結範囲	<p>連結子会社数：1社 連結子会社名：エブリワン・リミテッド</p>
2.3. 連結方針	<p>当連結財務書類はトラスト及びその子会社の財務諸表を含んでいる。すべての重要な連結会社相互間の債権債務及び取引は連結上相殺消去されている。</p>
2.4. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p><u>公正価値</u>で評価された投資有価証券及び公正価値で評価された空売り有価証券</p> <p>投資持分証券（空売り有価証券を含む。）は、平均原価法により公正価値で測定される。上場有価証券は、評価日における証券取引所の終値または評価日の評価時点前の最終取引価格で評価される。証券取引所が評価日の評価時点後に終了した場合には、評価日直前の証券取引所終了時の終値を参照して評価する。終値が入手できない場合には、有価証券はその投資の主要な証券取引所における最終の入手可能な売り呼値と買い呼値の仲値で評価する。</p> <p>買い呼値、売り呼値、取引値のわからない有価証券については、管理運用会社の決定した価格を用いる。</p> <p>当会計年度中に、ファンドは、取引値のわからない有価証券を保有していなかった。</p>
2.5. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p><u>指数オプション</u></p> <p>ファンドは、デリバティブ活動を時価基準で計上している。市場価値は取引所の取引価額で決定される。</p> <p><u>先物契約</u></p> <p>先物契約は、主要な証券取引所における評価日現在の決済価格で評価される。</p>
2.6. 売買利益及び損失の認識	<p>投資有価証券の売却から発生する実現損益は、取引日基準で計上され、平均原価法に基づいて計算され、連結損益及び剰余金計算書に計上される。投資有価証券に係る未実現評価損益は、連結貸借対照表日における純資産額に含まれ、投資有価証券に係る未実現評価損益の変動額は、連結損益及び剰余金計算書に含まれている。</p>
2.7. 現金及び現金等価物	<p>現金及び現金等価物とは、銀行預金及び取得日から起算して3ヶ月以内に満期の到来する利付預金をいう。銀行預金は、取得原価で計上されている。</p>
2.8. 配当収入及び費用	<p>配当収入及び費用は、配当権利落日に計上されている。連結損益及び剰余金計算書において、受取配当金は、回収不能源泉税控除前の金額で、個別に表示されている。</p>
2.9. 外貨建取引	<p>機能通貨以外の外貨における取引は、取引日の為替レートにより計上される。外貨建の貨幣性資産および負債は、報告期間末の為替レートにより機能通貨に再換算されている。</p>

(3) 資本取引

	2016年6月30日現在	2015年6月30日現在
1. 発行済み受益証券	受益証券口数	受益証券口数
期首	85,479	115,499
受益証券買戻	(23,551)	(30,020)
期末	61,928	85,479
2. 資本※	千円	千円
期首	854,790	1,154,990
受益証券買戻	(235,510)	(300,200)
期末	619,280	854,790

※受益証券1口当たり10,000円（当初募集価格）とみなす。

(4) 分配

2016年6月30日に終了した年度において、分配金は支払われなかった（2015年：該当なし）。

ファンドの方針は、収益を積み上げることである。通常の状態において利益の分配を行うことを提案しない。したがって、ファンドが受領したどのような収益であれ（配当金、利息、その他）ファンドに留保され、ファンドの純資産額に反映される予定である。

(5) 金融商品

5.1. 金融商品の状況に関する事項

内容	
I) 金融商品に対する取組方針	トラストは、規制されたミューチュアル・ファンドとして登録されたケイマン諸島の投資信託である。投資目的は、英文目論見書及び信託証書に記載されている。
II) 金融商品の種類及びリスク	<p>i. 金融商品の種類</p> <p>2016年6月30日終了年度中にファンドが投資した金融商品の種類は、下記のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none">・有価証券 2016年6月30日現在の保有有価証券一覧は、「未監査投資有価証券明細表」に表示されている。・デリバティブ商品 デリバティブ商品は、ファンドの投資戦略の遂行のために活用される。2016年6月30日現在、保有しているデリバティブ商品は、「未監査投資有価証券明細表」に表示されている。・現金及び現金等価物 <p>ii. 金融商品のリスク</p> <p>ファンドの活動は、下記のリスクにさらされている。</p> <ul style="list-style-type: none">A) 市場リスク<ul style="list-style-type: none">－価格リスク－金利リスク－為替リスクB) 流動性リスクC) 信用リスク
III) リスク管理体制	投資運用会社は、日々のリスク管理プロセスにおいて、ファンドにおけるリスクを抑えることを目指す。投資運用会社のリスク管理チームは、リスクの監視を担当する。
IV) 金融商品の評価についての補足説明	ファンドの資産は、市場で値付けされた投資有価証券の価額に基づいて評価される。投資評価のための相場価格が入手できない場合には、合理的に査定された価格に基づいて計算される。この場合、他の評価方法で算出される価格とは異なることがある。デリバティブ取引の契約価格は、注記6「デリバティブ取引」において開示されているデリバティブ取引の市場リスクに対するエクスポージャーの指標ではない。

5.2. 金融商品の時価

内容	
I) 貸借対照表における金額、時価及び差額	原則的に、ファンドが保有するすべての金融商品は時価評価されており、連結貸借対照表における金額と時価に差はない。
II) 時価の算定方法	<p>i. 有価証券 有価証券の評価方法は、「(2) 重要な会計方針 2.4. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載されている。</p> <p>ii. デリバティブ商品 デリバティブ商品の評価方法は、「(2) 重要な会計方針 2.5. デリバティブの評価基準及び評価方法」に記載されている。</p> <p>iii. その他の金融商品 その他の金融商品は、帳簿価格で評価される。</p>

5.3. 投資有価証券に対する注記

売買目的有価証券

種類	2016年6月30日現在の 公正価値 (千円)	2016年6月30日現在の 未実現利益／(損失) (千円)
普通株式	463,934	(32,306)
合計	463,934	(32,306)
空売り有価証券	(197,475)	13,363
合計	(197,475)	13,363

種類	2015年6月30日現在の 公正価値 (千円)	2015年6月30日現在の 未実現利益／(損失) (千円)
普通株式	771,915	135,026
合計	771,915	135,026
空売り有価証券	(310,028)	(11,251)
合計	(310,028)	(11,251)

(6) デリバティブ取引

通常の業務において、ファンドは、投資活動の際にデリバティブ金融商品と関連する取引を行う。ファンドが保有しているデリバティブ契約は、オプション契約および先物契約である。当会計年度末現在、ファンドのすべてのオプションは失効または満期を迎えていた。概して、デリバティブ契約はファンドの投資戦略の構成要素として機能し、主に、ファンドの業績を向上させるため、組織的な投資を行うために使用される。

デリバティブ契約は、市場、信用、及び流動性リスクを含むデリバティブ以外の金融商品と同様に、さまざまなリスクを有している。全体的なリスク管理方針の一環として、ファンドはこれらのリスクならびに投資活動に関連するリスクを総合的に管理しており、その他のカテゴリーの投資からデリバティブ損益を利益の表示目的で区別することはない。

6 (a) 2016年6月30日及び2015年6月30日現在のオプション契約の公正価値に関する情報

2016年6月30日及び2015年6月30日現在は、オプション契約を保有していなかった。

6 (b) 2016年6月30日及び2015年6月30日現在の先物契約の公正価値に関する情報

2016年6月30日及び2015年6月30日現在は、以下の先物契約を保有していた。

銘柄	契約価格 (千円)	2016年6月30日現在の 決済価格 (千円)	2016年6月30日現在の 未実現利益／(損失) (千円)
Topix指数2016年9月ショート	—	1,832	1,832
合計	—	1,832	1,832

銘柄	契約価格 (千円)	2015年6月30日現在の 決済価格 (千円)	2015年6月30日現在の 未実現利益／(損失) (千円)
Topix指数2015年9月ショート	—	690	690
合計	—	690	690

(注) 1. 指数先物の評価

指数先物は、主要な証券取引所より与えられた評価日現在の決済価格で評価される。

2. 指数先物の残高は、満期日における決済価格と等しい契約価格で開示されている。
3. 各金額または評価額にブローカー報酬は含まれていない。
4. 合計の欄における各金額または評価額は、累積額またはすべての取引の評価額である。
5. 残存期間が1年を超える契約はない。

(7) 受益証券1口当たりの情報

	2016年6月30日現在	2015年6月30日現在
受益証券1口当たり純資産価格	12,668円	14,124円

(8) オフ・バランス・シート・リスクまたは信用リスクの集中のある金融商品

ブローカーに対する債権債務の金額には、連結貸借対照表日現在、未決済の有価証券取引についてのファンドのプライム・ブローカーに対する未収入金あるいは未払金を含んでいる。ファンドの有価証券取引は通常、実質的にすべての資産を有価証券の借入あるいは他の金融取引の為にブローカーに委託するというプライム・ブローカー契約に基づき、ゴールドマン・サックス・インターナショナルにより決済されている。

2016年6月30日現在、プライム・ブローカーが保有している431,228,273円（2015年：690,967,599円）の現金は、ショート・ポジションが終了するまで使用制限がなされていた。残りの3,924,693円（2015年：13,167,865円）は、プライム・ブローカーから支払われるべき8,148,780円（2015年：21,737,890円）からプライム・ブローカーに支払うべき4,224,087円（2015年：34,905,755円）を差し引いた残高である。その引出または使用については制限がなされていなかった。2016年6月30日及び2015年6月30日現在、すべての有価証券は、有価証券空売り取引の担保の為、プライム・ブローカーによって保有されていた。

空売り投資有価証券（以下「空売り」という）は、連結貸借対照表上、負債として計上されている。空売りとは、ファンドが未だ保有していない有価証券を市場における時価で購入するファンドの義務である。従って、ファンドの義務の履行によりオフ・バランス・シート・リスクをもたらすこれらの取引は、連結貸借対照表上認識されている金額を超えることがありうる。

2016年6月30日及び2015年6月30日現在、ファンドは英国のプライム・ブローカーに対し個別のカウンターパーティ信用リスクを有していた。さらに、すべての現金及び現金等価物は、プライム・ブローカーと受託会社の代理人に預けられていた。

(9) 関連当事者取引

ファンドは、バミューダに設立された法人であるスパークス・オーバーシーズ・リミテッドによって管理運用されている。スパークス・オーバーシーズ・リミテッドは、受託会社の方針及び管理のもとで、ファンドの資産の投資を行う責任を負っている。管理運用会社は、スパークス・アセット・マネジメント株式会社を投資運用会社に任命している。管理運用会社であるスパークス・オーバーシーズ・リミテッドならびに受託会社及び管理事務代行会社であるバンク・オブ・バミューダ（ケイマン）リミテッドに対して支払われる報酬の詳細については、連結財務書類注記10に記載されている。

(10) 報酬

管理事務報酬

バンク・オブ・バミューダ（ケイマン）リミテッドは、月間8,000米ドルを最低受取額として、総資産額に対して年率0.1%の管理事務報酬を受領する権利を有する。この金額は各評価日に計上され、毎月後払いで支払われる。

2016年6月30日に終了した年度の管理事務報酬は11,218,869円（2015年：11,010,930円）であり、2016年6月30日現在このうち4,426,942円（2015年：2,902,877円）が未払となっている。

管理運用会社報酬

管理運用会社は、各評価日において計算されるファンドの純資産額に対して年率1.5%の報酬を、四半期ごとに後払いで受領する権利を有する。管理運用会社は、トラストから受領した報酬から、投資運用会社に対する報酬を支払う責任を有する。

2016年6月30日に終了した年度の管理運用会社報酬は15,428,243円（2015年：20,735,043円）であり、2016年6月30日現在このうち3,071,084円（2015年：4,635,428円）が未払となっている。

実績報酬

管理運用会社は、年次後払いで、各会計年度における最終評価日、または最終評価日後すみやかに実績報酬を受領する権利を有する。報酬金額は、一会計年度において、その会計年度における最終評価日の1口当たりの実現価額（実績報酬の発生分やすべての端数調整を加味する前の数字）がその前の実績報酬が支払われたあらゆる年度の実績評価日に達成された1口当たりの実現価額のうち、最も高い金額（実績報酬の発生分をすべて加味するが、すべての端数調整を加味する前の数字）を超えた金額の20%に当たる金額となる。また、受益証券が発行された最初の会計年度の実績報酬は、1口の公募価格である1万円に、その会計年度の実績評価日において既発行の口数を乗じた金額を超えた分の20%となる。

実績報酬の発生分は、各評価日に1口当たりの純資産価格を計算して算出される。受益証券が買戻された場合、かかる受益証券に関して発生した実績報酬は、トラストから管理運用会社に対して直ちに支払われる。

2016年6月30日に終了した年度においてファンドに発生した実績報酬は3,240円（2015年：8,292,403円）であった。2016年6月30日現在、未払実績報酬はなかった（2015年：8,292,053円）。

受託会社報酬

バンク・オブ・バミューダ（ケイマン）リミテッドは、年間5,000米ドルと、ゴールドマン・サックス・インターナショナルに委託されている総資産額の年率0.05%、ならびに受託会社の代理人であるHSBCインスティテューショナル・トラスト・サービス（アジア）リミテッドに委託されている総資産額の年率0.1%に相当する保管及びサービス報酬を受領する権利を有する。これらは各評価日に計上され、月間1,000米ドルを最低受取額として毎月後払いで支払われる。

2016年6月30日に終了した年度の年間の保護預かり及びサービス報酬及び受託会社報酬はそれぞれ583,620円（2015年：573,486円）及び1,402,356円（2015年：1,376,368円）であり、2016年6月30日現在このうち213,959円（2015年：152,938円）及び621,367円（2015年：430,860円）がそれぞれ未払となっている。さらに、バンク・オブ・バミューダ（ケイマン）リミテッドは、ファンドが実行した取引に対する取引取扱手数料を受領する権利を有する。

保管報酬

HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービス（アジア）リミテッドは、保管サービス提供の対価として、年間3,000米ドルの保管報酬をトラストから受領する権利を有する。2016年に発生した保管報酬は559,232円（2015年：533,578円）であり、2016年6月30日現在このうち128,352円（2015年：91,665円）が未払となっている。

借株手数料

ゴールドマン・サックス・インターナショナルは、トラストの勘定で空売りのための有価証券を貸与することにより、借株手数料を受領する権利を有する。借株手数料は、プライム・ブローカーからの株式借入れに対する手数料として、プライム・ブローカーに支払われる報酬である。2016年に発生した借株手数料は、5,860,556円（2015年：7,609,060円）であった。2016年6月30日現在、未払借株手数料はなかった（2015年：該当なし）。

(11) 後発事象

2016年6月30日（同日を含まない。）から2016年11月11日までに、ファンドは計36,793,220円の受益証券買戻しを計上しており、受益証券は発行されなかった。

(3) 投資有価証券明細表等

エブリワン
未監査投資有価証券明細表
2016年6月30日現在

投資持分証券（2016年6月30日現在）

普通株式

日本

銘柄	保有株数	公正価値	
		単価 (日本円)	総額 (千円)
アプリケーション・ソフトウェア			
ジャストシステム	14,700	849	12,480
オーディオ／ビデオ製品			
アルパイン	3,700	994	3,678
自動車／自動車部品及び機器－自社製品			
デンソー	2,900	3,577	10,373
ビルー大型建設			
ピーエス三菱	10,200	368	3,754
ビルー居住施設／商業施設			
積水ハウス	5,800	1,780	10,321
建築及び建設－その他			
飛島建設	22,400	170	3,808
セラミックス製品			
黒崎播磨	5,000	237	1,185
化学－総合			
旭化成	24,000	708	16,992
東ソー	27,000	468	12,636
民間金融機関－米国以外			
三井住友トラスト・ホールディングス	46,000	330	15,171
コンピューター－統合システム			
富士通	38,000	374	14,212
コンピューター・サービス			
セラク	600	1,500	900
コンサルティング・サービス			
学情	13,800	1,401	19,334
Eコマース／サービス			
ファーストロジック	3,900	1,873	7,305
電子部品－半導体			
UTグループ	19,700	415	8,175
娯楽ソフトウェア			
カプコン	4,700	2,356	11,073

エブリワン
未監査投資有価証券明細表
2016年6月30日現在

投資持分証券（2016年6月30日現在）（続き）

普通株式（続き）

日本

銘柄	保有株数	公正価値	
		単価 (日本円)	総額 (千円)
金融－リース会社			
F P G	16,900	1,043	17,627
輸入／輸出			
三菱商事	4,300	1,788	7,688
レジャー及び娯楽／ゲーム			
日本スキー場開発	1,900	1,480	2,812
工作機械及び関連製品			
DMG 森精機	7,300	972	7,096
機械－一般産業			
ハーモニック・ドライブ・システムズ	1,100	2,900	3,190
三菱重工業	44,000	407	17,926
医療－生物医学／遺伝子			
栄研化学	3,600	2,234	8,042
医療－医薬品			
日本新薬	1,400	5,360	7,504
小野薬品工業	800	4,432	3,546
サンバイオ	1,100	1,720	1,892
医療研究所及び検査サービス			
ペプチドリーム	1,500	6,080	9,120
医療用品			
サイバーダイン	3,300	2,294	7,570
非鉄金属			
三菱マテリアル	53,000	243	12,879
石油及びガス掘削			
富士石油	6,500	338	2,197
石油精製及び販売			
J Xホールディングス	28,100	399	11,203
不動産管理／サービス			
ケイアイスター不動産	2,000	2,388	4,776
サンフロンティア不動産	17,600	1,039	18,286
トーセイ	12,200	732	8,930
不動産運用／開発			
野村不動産ホールディングス	8,200	1,779	14,588
プレサンスコーポレーション	2,200	3,860	8,492
ユニゾホールディングス	2,400	4,040	9,696

エブリワン
未監査投資有価証券明細表
2016年6月30日現在

投資持分証券（2016年6月30日現在）（続き）

普通株式（続き）

日本

銘柄	保有株数	公正価値	
		単価 (日本円)	総額 (千円)
不動産投資信託－アパート			
サムティ・レジデンシャル投資法人	166	93,800	15,571
不動産投資信託－総合			
スターアジア不動産投資法人	62	90,000	5,580
小売－カタログ・ショッピング			
ベルーナ	4,800	573	2,750
小売－コンピューター機器			
ピーシーデポコーポレーション	13,200	1,532	20,222
小売－家庭用家具			
ニトリホールディングス	1,300	12,340	16,042
小売－宝飾品			
TASAKI	3,700	1,325	4,903
ソフトウェア・ツール			
モルフォ	1,000	5,830	5,830
鉄鋼－製作			
JFEホールディングス	9,700	1,315	12,756
鉄鋼－特殊			
大同特殊鋼	47,000	349	16,403
玩具			
バンダイナムコホールディングス	4,000	2,633	10,532
運輸－鉄道			
西武ホールディングス	5,800	1,729	10,028
相鉄ホールディングス	5,000	574	2,870
ウェブ・ポータル／インターネット・サービス・プロバイダー			
イトクロ	1,200	3,325	3,990
投資持分証券合計 (取得原価496,240,921円)			463,934

エブリワン
未監査投資有価証券明細表
2016年6月30日現在

投資先物契約（2016年6月30日現在）

銘柄	保有数	公正価値	
		単価 (日本円)	総額 (千円)
指数先物			
Topix指数先物2016年9月（09/08/2016）	(2)	1,246	1,832
デリバティブにかかる未実現利益 (取得原価：該当なし)			1,832

エブリワン
未監査投資有価証券明細表
2016年6月30日現在

空売り投資有価証券合計（2016年6月30日現在）

普通株式

日本

銘柄	保有株数	公正価値 (千円)	ファンドの 受益者資本比率 (%)
七十七銀行	10,000	3,560	0.45
イオン	5,500	8,723	1.11
アイシン精機	2,100	8,683	1.11
アプリックスIPホールディングス	3,900	1,732	0.22
エリアリンク	1,660	2,173	0.28
キャンドゥ	1,000	1,640	0.21
中越パルプ工業	24,000	4,896	0.62
第四銀行	24,000	7,800	0.99
ドンキホーテホールディングス	1,400	5,292	0.67
ユーグレナ	7,600	10,830	1.38
ファーストリテイリング	200	5,460	0.70
ジーエス・ユアサコーポレーション	18,000	7,020	0.89
ホギメディカル	900	6,417	0.82
伊藤園	2,400	9,492	1.21
日本空港ビルデング	1,500	5,520	0.70
日本海洋掘削	1,400	3,066	0.39
日本郵政	6,600	7,913	1.01
ジェイアイエヌ	700	2,803	0.36
キッコーマン	2,000	7,500	0.96
紀陽銀行	2,900	3,660	0.47
神戸製鋼所	57,000	4,731	0.60
三菱自動車	5,000	2,345	0.30
三井造船	26,000	3,640	0.46
三井海洋開発	3,300	5,161	0.66
名古屋鉄道	3,000	1,731	0.22
中村超硬	1,200	2,621	0.33
日産車体	2,100	2,136	0.27
アウトソーシング	1,400	6,573	0.84
ラウンドワン	10,500	8,631	1.10
サンリオ	1,200	2,184	0.28
スノーピーク	400	1,686	0.21
三井住友建設	37,600	3,234	0.41
タカラレーベン	3,100	2,415	0.31
ツムラ	1,600	4,434	0.57
ヤクルト本社	1,500	7,920	1.01
山崎製パン	5,000	14,250	1.82
横河電機	4,900	5,615	0.72
ゼリア新薬工業	2,700	3,988	0.51
空売り投資有価証券合計 (手取額 210,838,045円)		197,475	25.17

IV. お知らせ

運用報告書（全体版）について電磁的方法により提供するための所要の信託証書の変更を行いました。
（変更適用日：2015年12月25日）